

新たな地域コミュニティの取り組みに関する地区別説明会（茅ヶ崎地区）概要

○日 時 平成28年3月26日（土） 9時30分から

○会 場 茅ヶ崎地区コミュニティセンター 3階 大会議室

1 開会

- ・市民自治推進課長よりあいさつ

2 新たな地域コミュニティの取り組みについて（説明）

- ・配布した資料をもとに、以下の点について概要説明。
 - ①この取り組みを進める背景
 - ②新たな地域コミュニティの取り組みとは
 - ③茅ヶ崎地区での取り組み状況
 - ④モデル事業で行われた取り組み
 - ⑤茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例

3 質疑応答

◇茅ヶ崎地区は24の自治会を含めて、まちぢから協議会に38の団体が入っており、他のまちぢから協議会と比べても財政支援は額にしても相当の額になると思うが、財政支援はどのようなものになるのか。また審議会は、まちぢから協議会に対して様々な助言等を行うと思うが、具体的にはどのようなことを行っていくのか。

→茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の中で財政的支援について規定しているが、具体的な金額については、1地区につき200万円を上限として、各地区で事業に取り組む際に必要額について補助を行う。またその他に、運営費の補助も行う。補助金の額は、地区の世帯数などによって増減されるものではなく、各地区同額の補助金となる。

審議会は学識経験者や一般公募の市民の方、社会福祉の推進を図ることを目的とする団体の代表者、市民活動を行う団体の代表者、事業者の代表者など7名で構成される予定である。この条例は、公益を増進するために活動する地域コミュニティを認定し、支援することを目的としているため、地域コミュニティを後押しするようにしていきたいと考えている。また、市の取り組みに対する意見もいただけるような審議会にしたいと考えている。

◇地域コミュニティの認定等に関する条例について、市長の認定要件の中に区域とあるが、これは行政から区域を指定するのか、それとも地域から要望があればその区域を指定するのか。

→区域については、市が指定を行う。指定する区域は、市内に12ある自治会連合会区の区域を想定している。今後、地域の活動区域が変化した際には告示をし直すことも可能としているため、将来的には地域からの要望で市が承認することによって区域を変更することもあり得る。

◇自治会加入率が77%と年々減少しているが、市としての今後の対応策及び目標値はあるのか。

→現在市としては、転入者に対し自治会加入パンフレットを配布し、自治会への加入を促している。

具体的な目標値はないが、できるだけ自治会加入率を上げるための取り組みや単位自治会への支援を行っていく。

◇条例で認定することで、まちぢから協議会は任意団体から法人格を持つような団体になるのか。また認定というのは、市からの財政的支援等をするための手続きという解釈でよいか。

→現時点で認定されたまちぢから協議会に法人格を取得してもらうといったことはない。また認定は市が定める要件を満たしたまちぢから協議会に財政的な支援等を行うための手続きの1つである。

◇自治会加入率はどのように算出しているのか。近隣市町村でも同様の取り組みをしているとの事だが、条例化している自治体はあるのか。現状まちぢから協議会に取り組んでいる地区が12地区中11地区であるとの事だが、残りの1地区の取り組み状況はどのようになっているのか。この取り組みに問題があるということも聞いているがどうなのか。最後に認定基準について民主的な運営とあるが、その判断はどのように行うのか。地区によっては1人の方が長期間会長に就いていることもあるがどのように考えているのか。

→自治会の加入率は、各自治会から提出していただいている加入世帯数と市内全体の世帯数をもとに算出をしている。2点目の近隣市町村での条例化については、藤沢市で条例をつくり運用をしていたことは把握している。3点目のまちぢから協議会が設立されていない1地区の状況については、地域と意見交換を行いながら趣旨の説明などを行っている状況である。また、取り組みの問題点とのことだが、市の支援の在り方や関与の度合いについてご意見をいただいている。最後に民主的な運営の判断基準については、規約の中で多数決によって意思決定されることや、平等に意見交換することができることなどが規定されているか、また地域への周知に取り組んでいるかなどといった点で判断をしている。1人の方が長期間会長に就いていることについては、各自治会の規約に基づいて地域に信任されて活動しているものなので、市が関与するものではないと考える。

◇自治会組織の役員の選任方法について、外部から見ることでできるように行われているのであれば問題ないが、そうでない場合は、自治会という存在として問題があるのではないか。

→ご意見として伺っておきます。

◇まちぢから協議会はどの程度の主体性をもった団体なのか。また独自の予算をもって運営を行うのか。協議会としては団体数が多いが、どのような組織になっているのか。資料の中に地域力の向上とあるが、市として評価基準等は持っているのか。

→まちぢから協議会の中には運営委員会があり、その中には各地区の全部の自治会のほか、青少年関係の団体や福祉関係の団体などが参画をし、この会の趣旨である話し合いが行われている。基本的には地域の課題などについて協議する場だが、その課題を解決するために様々な事業に取り

組んでいる地区もある。こういった話し合いの場には地域担当職員が出席し、市としての情報の提供などの支援を行っている。また、事業を実施する場合、どのような体制で取り組んでいくのかは地域によって様々だが、市としては必要に応じて財政的な支援も行っていく。その他、協議会の運営に対する補助金を出している。地域力の向上については、住民の方々が主体的に地域の課題を考え、それを解決することであり、茅ヶ崎市が制定した自治基本条例にも記載されている。評価基準については、具体的な数値等を市で設定しているということはない。

◇市内12地区に地域づくり協議会があったと思うが、各地区でまちぢから協議会が立ち上がっている現在、市としての地域づくり協議会の位置付けはどうなっているのか。

→現在、地域づくり協議会が残っているのは茅ヶ崎地区だけであり、その他の地区においては解散されていると聞いている。なぜ解散されていったのかは把握できていないが、茅ヶ崎地区においても地域づくり協議会は地域内の連絡・調整の場として地域内の関係づくりに大きく寄与していたが、まちぢから協議会が立ち上がっていく上で、地域づくり協議会がまちぢから協議会に形を変え、発展的解散をしていくのではと考えている。

◇自治会連絡協議会は引き続き活動していくのか。

→各地区の自治会の連合組織として地区自治会連合会有り、その連絡・調整の場として自治会連絡協議会がある。各地区でまちぢから協議会が立ち上がっている中で、まちぢから協議会の連絡・調整の場が必要ではないかという話が出ている。自治会連絡協議会は地域の方々が設立し、運営している団体なので、市として設置・解散に関わる発言をするものではないと考えている。

◇まちぢから協議会を運営するための規約は作られるのか。

→各地区でまちぢから協議会を立ち上げる際に、立ち上げ準備会を組織しているが、その中で地区ごとに規約を作っている。

◇協議会の構成について、個人の参加はどのような形があるのか。

→各地区のまちぢから協議会の規約の中に、運営組織の中に一般の住民の方が入ることができる公募委員というものがある。すでに立ち上がっている地区では公募委員を募集している地区もある。

以 上